

○愛知県病院事業庁職員の服務に関する規程

平成16年3月30日病院事業庁管理規程第20号

改正

令和2年3月31日病院事業庁管理規程第5号

令和4年4月26日病院事業庁管理規程第8号

愛知県病院事業庁職員の服務に関する規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁職員の服務に関する規程

- 1 病院事業庁の職員の服務については、一般職の職員の例による。ただし、愛知県職員服務規程（昭和39年愛知県訓令第28号）第12条第3項中「総務事務システム」とあるのは、「総務事務システム（病院事業庁長が別に定める職員にあつては、勤怠管理システム（職員の時間外勤務、休暇その他の勤務状況を管理するための情報システムで管理課が所管するものをいう。））。第14条第1項、第15条第3項、第16条第1項及び第2項並びに第18条第1項第1号及び第2号並びに第2項において同じ。）」とする。
- 2 前項の規定によりその例によることとされる場合における愛知県職員服務規程第2条第1項の「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める者をいうものとする。
 - (1) 病院事業次長及び愛知県病院事業庁組織規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第5号）第2条に規定する県立病院（以下「県立病院」という。）の長 病院事業庁長
 - (2) 管理課長（県立病院を除く。）、経営課長及び担当課長 病院事業次長
 - (3) 本庁の職員のうち病院事業次長及び前号に掲げる者以外の者 所属する課長
 - (4) 県立病院の職員（その長を除く。） 県立病院の長

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に愛知県職員服務規程に基づいてなされた承認その他の行為は、この規程に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月31日病院事業庁管理規程第5号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月26日病院事業庁管理規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年5月1日から施行する。
（愛知県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部改正）
- 2 愛知県病院事業庁職員安全衛生管理規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第22号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）